

住宅防火対策の推進について

消防庁予防課

1 はじめに

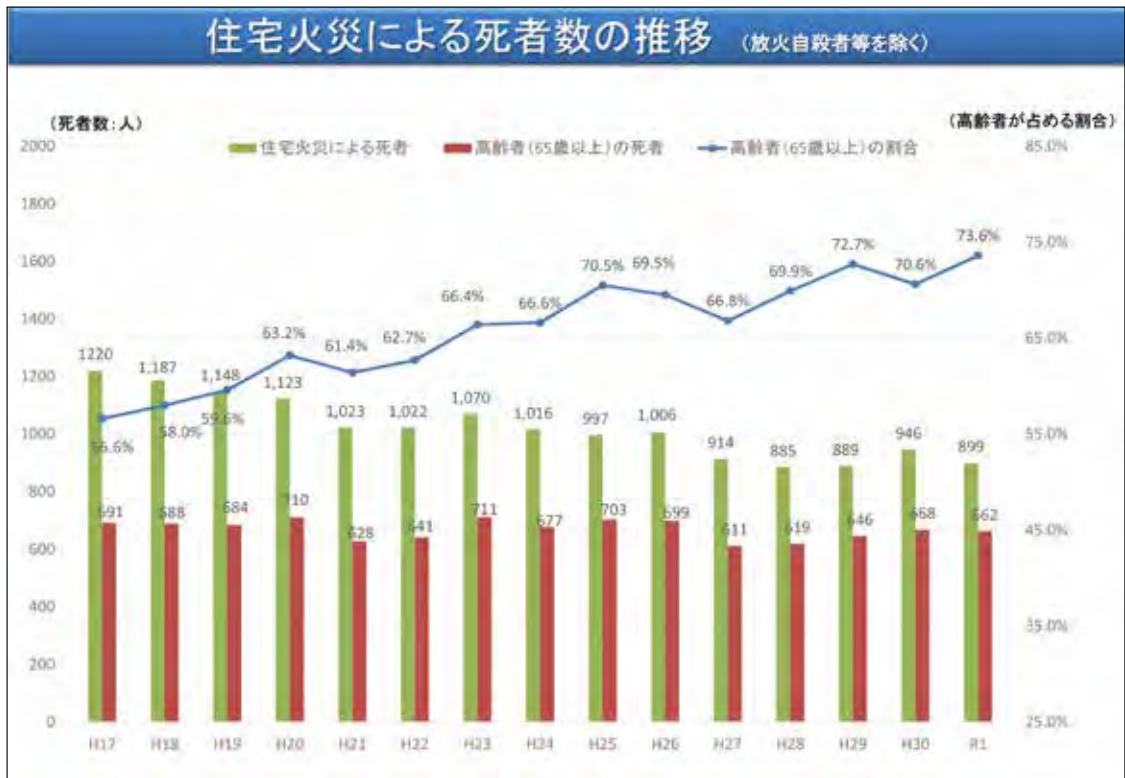
住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）は、これまでの取組みの結果、平成17年の1,220人をピークに減少傾向にあります。依然900人程度の高水準で推移しており、65歳以上の高齢者の占める割合は増加し、7割を超えています。

今後、さらなる高齢化の進展や、多くの世帯の住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）が設置から長期間が経過し、電池切れや故障などにより、必要な機能が

発揮出来ない事案が増加した場合は、火災を早期に覚知することができず、住宅火災の死者数が再び増加に転じるおそれがあります。

2 住宅防火対策への取組み

消防庁では、住宅火災による被害の軽減を図るため、広報、普及啓発活動として「住宅防火・防災キャンペーン」や、秋の「全国火災予防運動」等の機会を捉え、消防本部等と連携し、特に住警器の点検・交換などの維持管理の重要性につ



住宅火災による死者数の推移 (放火自殺者等を除く)

いて普及啓発活動を行っているほか、防災品、住宅用消火器等の設置などによる総合的な住宅防火対策を推進しています。

3 火災の早期覚知対策

住宅火災による被害のさらなる軽減のためには、火災を早期に覚知し、逃げ遅れを防ぐことが重要です。このため、平成23年9月に開催された「住宅用火災警報器設置対策会議」において策定され、平成27年9月及び令和2年10月に改正された「住宅用火災警報器設置・維持管理対策基本方針」に基づき、消防本部、消防団に限らず、女性防火クラブ及び自主防災組織、関係行政機関、関係団体、関係業界等、あらゆる団体が総力を結集し、住警器の設置の徹底、高齢者世帯への設置の働きかけ、条例適合率の改善、

適切な作動を確保するための維持管理の必要性に関する周知等を図ることが重要です。

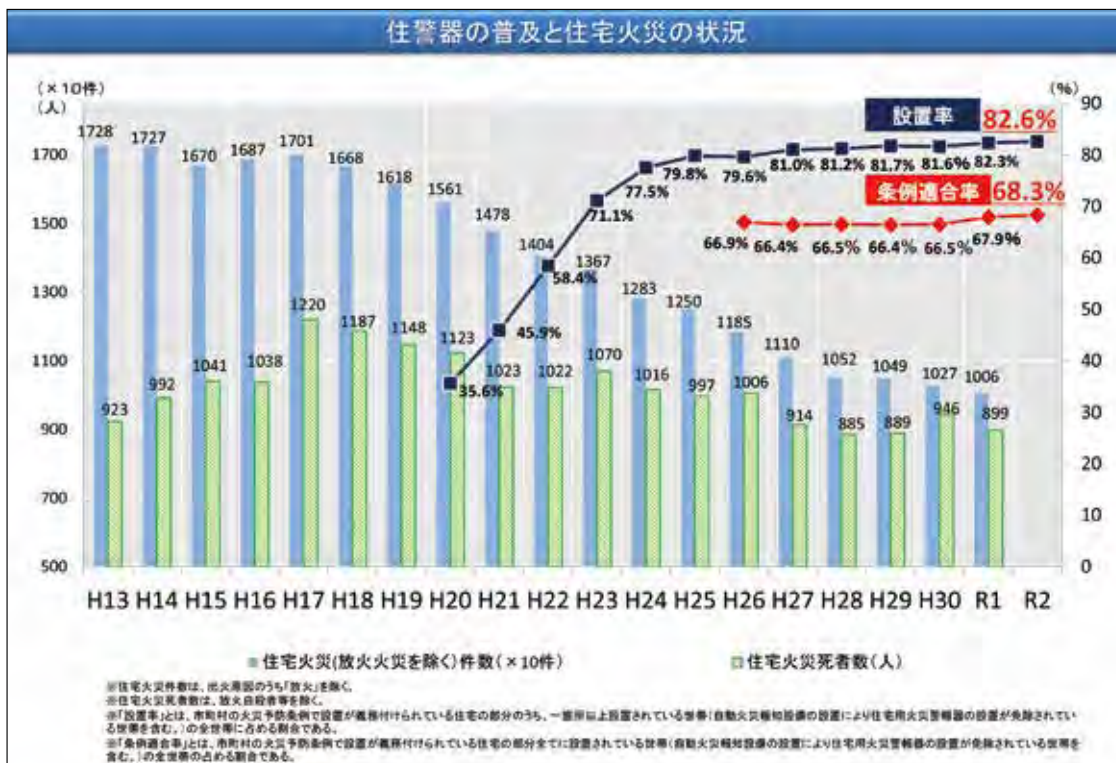
4 住警器の設置状況等について

住警器については、平成16年の消防法改正により、新築住宅については平成18年6月から義務化され、既存住宅についても平成23年6月までに各市町村の条例に基づき全ての市町村において義務化されました。

令和2年7月時点の調査では、全国における住警器の設置率^{※1}は82.6%（条例適合率^{※2}68.3%）でした。

※1 「設置率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所に設置されている世帯（自動火災報知設備等の設置により住宅用火災警報器の設置が免除される世帯を含む。）の全世帯に占める割合です。

※2 「条例適合率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯（同上）の全世帯に占める割合です。



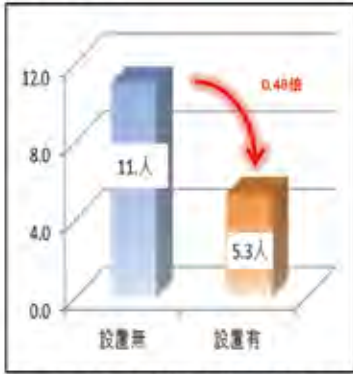
住警器の普及と住宅火災の状況

住警器の設置効果

平成29年から令和元年までの3年間に於ける失火を原因とした住宅火災について、火災報告を基に、住警器の設置効果を分析

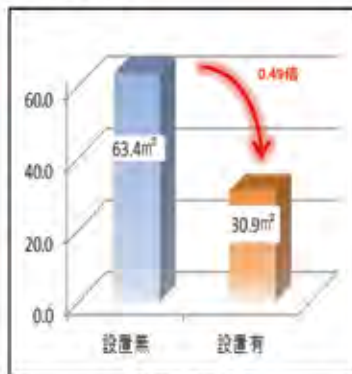
※住宅火災のうち原因経過が「放火」又は「放火の疑い」であるものを除く件数を、「失火を原因とした住宅火災」の件数としている。

(人/火災100件)



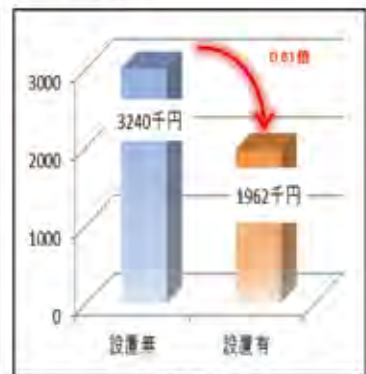
<住宅火災100件当たりの死者数>

(㎡/火災1件)



<焼損床面積>

(千円/火災1件)



<損害額>

注1)「死者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡した者であり、火災により負傷した後48時間以内に死亡した者を含む。
注2)死者の発生した経過が「殺人・自損」(放火自殺、放火自殺者の巻添者、放火殺人の犠牲者)であるものを除く。

住警器の設置効果

5 住警器の設置効果について

平成29年から令和元年までの3年間に於ける失火を原因とした住宅火災について、火災報告を元に、住警器の設置による効果の分析を行ったところ、住警器を設置することにより、死者の発生と焼損床面積は概ね半減、損害額は約6割に減少するといった明らかな効果が得られています。

6 住警器の維持管理について

火災による被害を軽減するためには、住警器の設置だけでなく、維持管理を適切に行っていくことが重要であり、適切な維持管理がされなければ、前述の効果を期待することはできません。

住警器の既存住宅への設置義務化から10年を経過し、電池切れや故障など、経年による不具合の発生も危惧されています。調査によると、最近作動確認を行った世帯のうち電池切れや故障が確認された世帯が約2%という結果になっています。

このため、住警器の維持管理に当たっては、年2回の火災予防運動期間などの機会を捉え、点検実施の促進、故障した本体の交換の徹底や老朽化した本体の交換の推奨など、具体的な維持管理を行うための働きかけを行うことが重要です。

また、機器本体交換の際には、各世帯の住宅の構造や世帯構成に応じて火災をより早期に覚知することができる連動型住警器、火災以外の異常を感知して警報

する機能を併せもつ住警器、音や光を発する補助警報装置を併設した住警器など付加的な機能を併せ持つ機器への交換を推奨しています。

7 高齢者の死者を低減するための取組み

住宅火災による死者の中でも、7割以上を占めるのが65歳上の高齢者です。

このため、消防庁では、「敬老の日に火の用心の贈り物」をキャッチフレーズに、住宅火災から高齢者を守るため、敬老の日を中心に、改めて高齢者に対し、寝たばこの防止やストーブ・ガスこんろの適切な使用を呼びかけ、火災予防について注意喚起する「住宅防火・防災キャンペーン」を実施しています。

キャンペーン期間中には、高齢者世帯の家族に対し、住警器や住宅用消火器、防災品等のプレゼントや、既に設置済みの住警器の点検や交換と言った適切な維持管理を、高齢者に代わり実施することなどを呼びかけています。

また、今年度、これまで実施してきた住宅防火対策に加え、高齢者の生活実態に対応した防火対策を講じるため、「高齢者の生活実態に対応した住宅防火対策のあり方に関する検討部会」を開催しております。同検討部会では過去の火災の実態分析や、高齢者を対象にした生活実態アンケート調査等を行い、住宅火災による高齢者の死者数の低減を図るための効果的な防火対策について検討を行っています。

8 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進

住宅用火災警報器を設置することによる火災の早期覚知対策に加え、安全装置が設置されている暖房器具及び調理油過熱防止装置、立ち消え安全装置などの安全装置が搭載された調理器具の使用などの出火防止対策、また、延焼拡大防止のために防災品の普及を促進することや、火災を初期の段階で消火するために住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具、住宅用自動消火装置、住宅用スプリンクラー設備などの設置を促進することも効果的です。

9 おわりに

住宅火災による死者を防ぐためには、火災を発生させない事はもちろんの事、火災を早期に覚知するために住宅用火災警報器を設置し、適切な維持管理を行うことや、火災を初期の段階で消火するために住宅用消火器や住宅用自動消火装置を設置すること、また、危険と判断した際に早期避難ができるよう、日頃から居室内に物品を散乱させず、整理整頓し避難の障害とならないようにするなどの対策が重要です。

